

令和5年3月7日

自治会と民生委員・児童委員の連携について

浦安市民生委員児童委員協議会

1. 目的

自治会の皆さんに民生委員・児童委員の存在と機能をよく知ってもらい、可能な範囲で情報の交換・共有化を進め、地域福祉の向上に役立てること

2. 民生委員・児童委員の役割と浦安市民児協の現況

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割

高齢者、児童、障がいのある方で要支援者対象に

- ①実態把握、見守り、訪問
- ②相談を受けて情報提供
- ③行政や専門機関等へのつなぎ など （「守秘義務」を負う。）

市内委員数 定数：129名（うち主任児童委員 10名） （実数：120名）

地区数：5地区（東・西・南・北・海浜） 担当地域：広報紙の名簿参照

3. 連携推進のお願い

地域の実情に応じた連携をお願いしたく、担当委員が連絡させていただきます。

- ①（少なくとも年1回）自治会役員会等で民生委員・児童委員の紹介、業務内容やトピックスを話すなど、情報交換を行う場の設定をお願いしたい。
- ②自治会の福祉推進担当者として、役員会、福祉委員会等に参加する。
自治会広報紙に掲載・紹介願う。 災害時に情報を共有する など

4. 避難行動要援護者名簿について

3年に1回、福祉部で作成。 民生委員に担当地域分を配付済。
同意が得られた自治会（自主防災組織）にも配付

登録：要介護者、障がい者（条例、同意）。要支援高齢者（同意）。
民生委員が登録を勧め、同意を得た高齢者

以上